

針尾島弾薬集積所

対象防衛関係施設の所在地	長崎県佐世保市	針尾北町
対象防衛関係施設の区域	長崎県佐世保市	有福町、江上町及び針尾北町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	長崎県佐世保市	有福町、江上町、指方町、白岳町、大塔町、針尾北町、針尾東町及び東浜町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と八に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	一 北緯三十三度六分六秒、東経百二十九度四十五分一秒の点 二 北緯三十三度六分三十一秒、東経百二十九度四十四分二十九秒の点 三 北緯三十三度七分十八秒、東経百二十九度四十四分二十九秒の点 四 北緯三十三度七分四十四秒、東経百二十九度四十四分四十七秒の点 五 北緯三十三度八分二十四秒、東経百二十九度四十四分五十二秒の点 六 北緯三十三度八分三十四秒、東経百二十九度四十五分十八秒の点 七 北緯三十三度八分三十九秒、東経百二十九度四十五分三十九秒の点 八 北緯三十三度八分三十六秒、東経百二十九度四十五分五十七秒の点
備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。		

針尾島弾薬集積所周辺地域

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図
相当の誤差を有しております。

